

# 規制改革推進会議専門チーム会合 提出資料

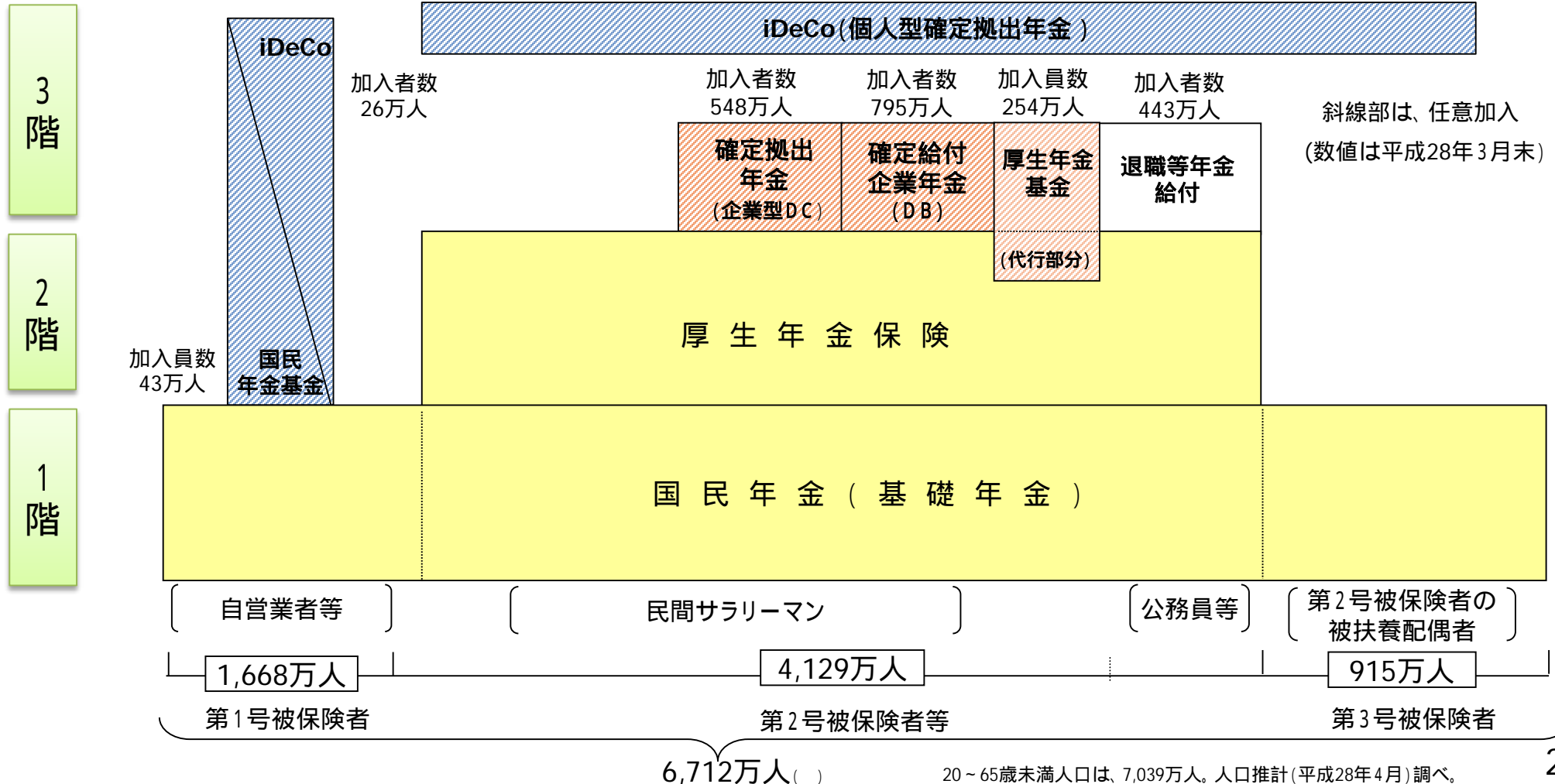
厚生労働省  
平成30年3月29日

# 1 . D C 制度の概要

# 年金制度の体系

日本の年金制度は、1階及び2階が公的年金、3階が私的年金である3階建ての制度。

- ・ 1階：日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が加入する国民年金（基礎年金）
- ・ 2階：会社などに勤務している人が加入する厚生年金
- ・ 3階：企業又は個人が任意で加入する私的年金



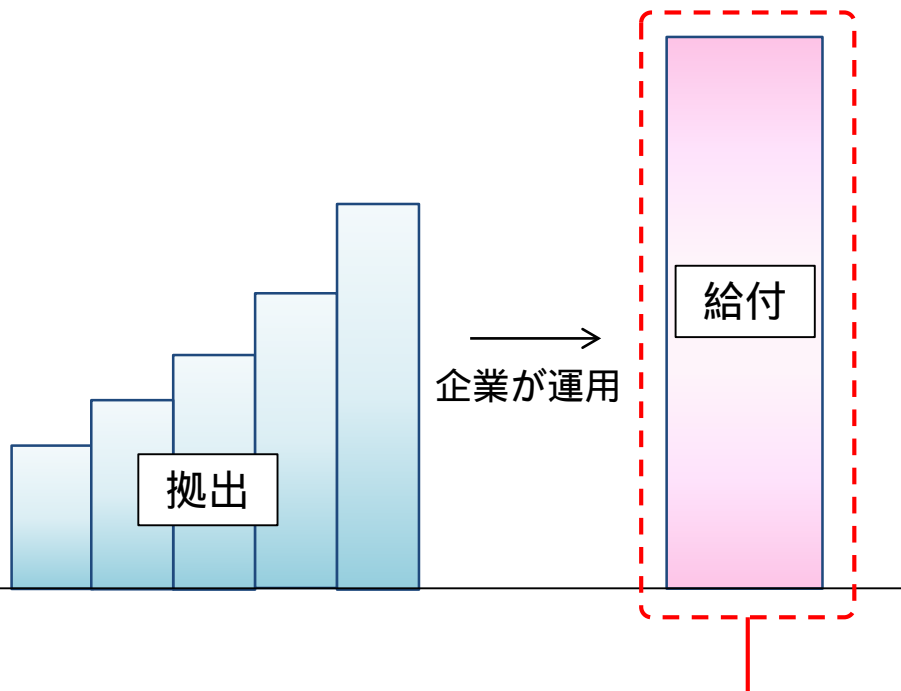
# 確定給付企業年金 (DB) と確定拠出年金 (DC)

我が国の企業年金は、「確定給付企業年金法」及び「確定拠出年金法」に基づき運営。

**確定給付企業年金 (Defined Benefit (DB))** は、あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度。資産は企業が運用。

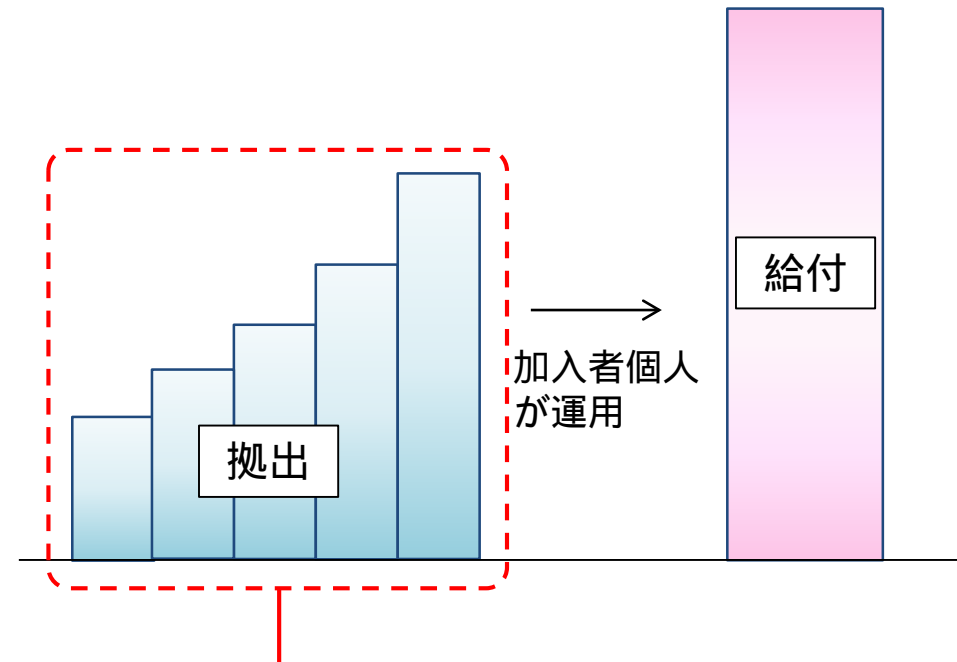
**確定拠出年金 (Defined Contribution (DC))** は、あらかじめ事業主が拠出する掛金の額が決まっている制度。資産は加入者個人が運用。

## 確定給付企業年金 (DB)



あらかじめ給付の算定方法が決まっている

## 確定拠出年金 (DC)

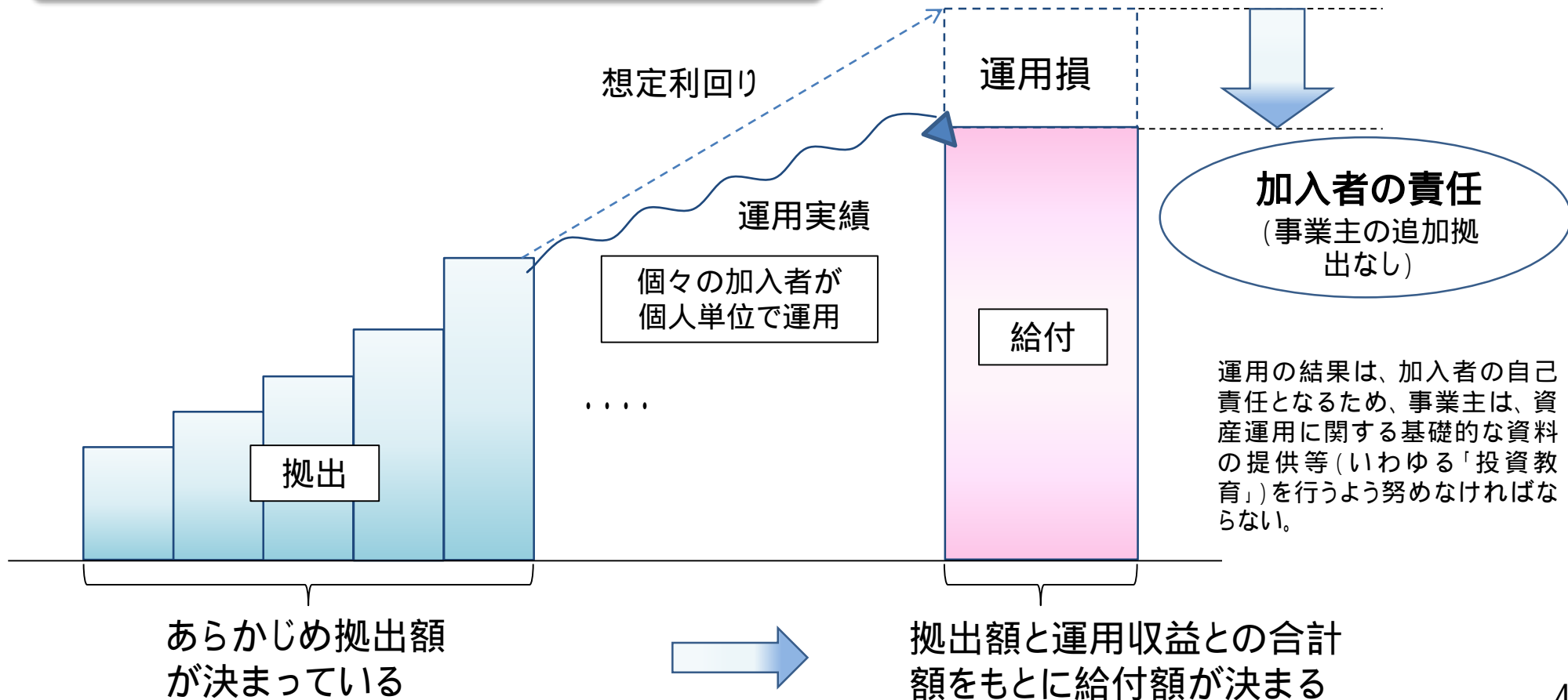


あらかじめ拠出額が決まっている

# DC制度の基本的な仕組みについて

DC制度は、あらかじめ定められた拠出額とその運用収益との合計額をもとに年金給付額が決定される仕組み。拠出された掛金は、個人ごとに明確に区分された勘定で管理。資産の運用が低調でも、事業主の追加拠出はない。(加入者の自己責任。)

## DC制度の仕組み(イメージ)

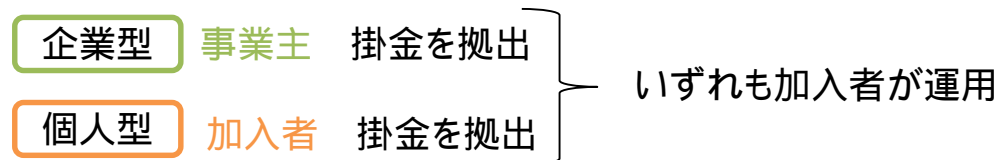


# 確定拠出年金制度の概要

確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金。年金資産の運用は加入者自らが行う。

企業ごとに実施する企業型年金と、国民年金基金連合会が実施し個人単位で加入する個人型年金がある。

< 企業型と個人型のイメージ >



## < 掛金 >

企業型については事業主<sup>(注)</sup>が、個人型については加入者が掛金を拠出。

(注) 加入者も事業主負担を超えずかつ拠出限度額の範囲内で拠出可能。

## < 運用 >

運用方法を各加入者が決め、個人ごとに資産管理(年金資産が個人ごとに管理されるため、各加入者が残高を把握できる。)

## < 給付 >

企業等は年金額を約束せず、運用収益によって額が決定。

原則脱退一時金は認められず、60歳以降老齢給付の受給が可能(年金給付・一時金給付の選択可。)

## < その他 >

ポータビリティ : 労働移動が頻繁に行われる業種の人にも、年金の確保が可能。

企業負担の軽減 : 経済情勢などの不確定要素に関わりなく、将来の掛金負担の予測が容易。

# 確定拠出年金制度の位置づけ

確定拠出年金は、確定給付型の企業年金と同様に、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図るための年金制度。

貯蓄とは異なる税制措置が講じられている。

その制度運営に携わる事業主や確定拠出年金運営管理機関は、加入者等に対する忠実義務を負う。

## 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)

(目的)

第一条 この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(確定拠出年金運営管理機関の行為準則)

第九十九条 確定拠出年金運営管理機関は、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び運営管理契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

## 確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)

第9 行為準則に関する事項

2. 確定拠出年金運営管理機関の行為準則

(1) 忠実義務(法第99条第1項)の内容

運用関連運営管理業務を行う確定拠出年金運営管理機関は、もっぱら加入者等の利益のみを考え、手数料等も考慮した加入者等の利益が最大となるよう、資産の運用の専門家として社会通念上要求される程度の注意を払いながら運用の方法に係る金融商品の選定、提示及びそれに係る情報提供を行うこと。

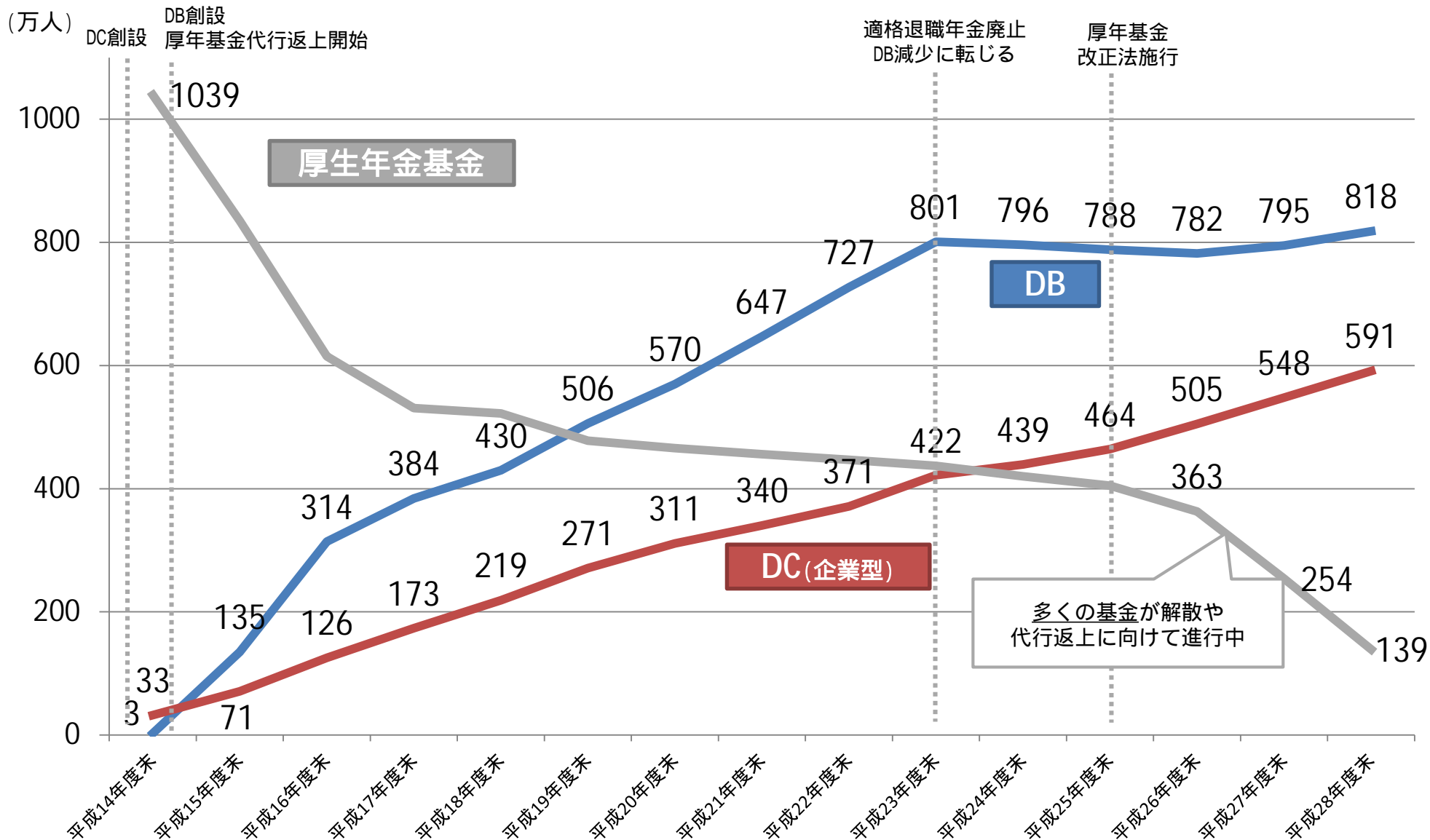
# 確定拠出年金における税制について

確定拠出年金は、年金であることから、下記のような税制措置が講じられている。

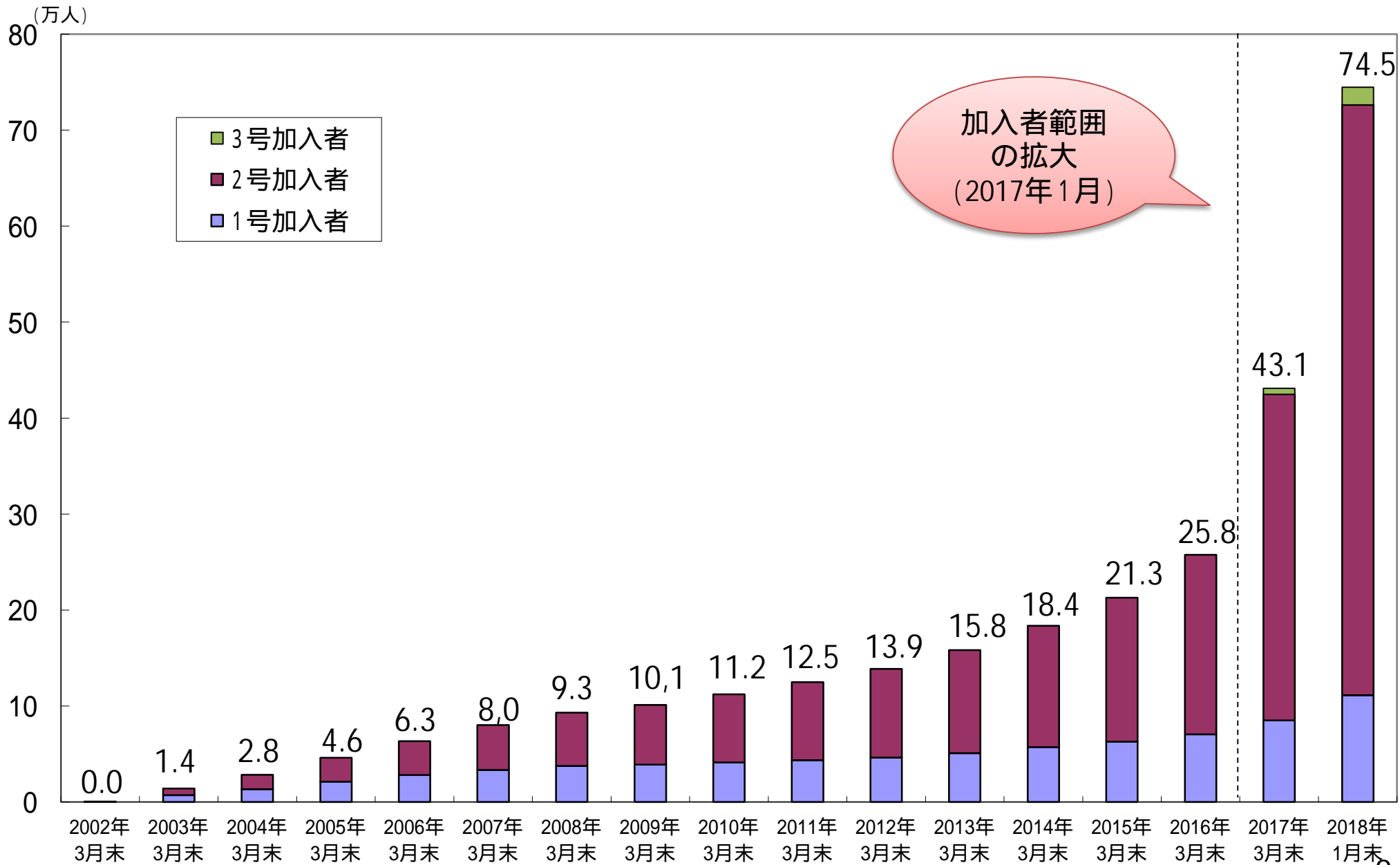
制度	企業型	個人型
拠出時	非課税 事業主拠出： 法人税法上、損金算入が可能	非課税 加入者拠出： 小規模企業共済等掛金控除
運用時	特別法人税課税 (特例措置により2020年3月まで凍結)	
給付時	年金：公的年金等控除 (一定額までは非課税)  一時金：退職所得控除	



# 企業年金加入者数の推移



# 確定拠出年金(個人型)の加入者数の推移



# 確定拠出年金法の直近の主な改正内容

## 確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年6月3日公布)

企業年金制度等について、働き方の多様化等に対応し、企業年金の普及・拡大を図るとともに、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため、個人型確定拠出年金の加入者範囲の見直しや小規模事業主による個人型確定拠出年金への掛金追加納付制度の創設、個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会の業務追加等の措置を講ずる。

### 概要

DC:確定拠出年金 DB:確定給付企業年金

は平成27年度税制改正関係

## 1 企業年金の普及・拡大

事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業(従業員100人以下)を対象に、設立手続き等を大幅に緩和した『簡易型DC制度』を創設。

中小企業(従業員100人以下)に限り、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする『個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度』を創設。

DCの拠出規制単位を月単位から年単位とする。

## 2 ライフコースの多様化への対応

個人型DCについて、第3号被保険者や企業年金加入者( )、公務員等共済加入者も加入可能とする。

企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る。

DCからDB等へ年金資産の持ち運び(ポータビリティ)を拡充。

## 3 DCの運用の改善

運用商品を選択しやすいよう、継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等を行う。

あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備を行うとともに、指定運用方法として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置を講じる。

## 4 その他

- ・ 企業年金の手続簡素化や国民年金基金連合会の広報業務の追加等の措置を講じる。

### 施行期日

- ・ 2、4は、平成29年1月1日(1は、平成30年1月1日、4の一部は、平成28年7月1日等) 10
- ・ 1、2、3は、公布の日(平成28年6月3日)から2年以内で政令で定める日(平成30年5月1日施行予定)

# 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の加入可能範囲の拡大

労働の多様化が進む中、生涯にわたって継続的に老後に向けた自助努力を可能とするため、個人型確定拠出年金 (iDeCo) について、第3号被保険者や企業年金加入者、公務員等共済加入者を加入可能とする。

企業型確定拠出年金加入者については規約に定めた場合に限る。

## iDeCo

拠出限度額  
年額81.6万円  
(月額6.8万円)

国民年金基金  
との合算枠

[現行と同じ]

拠出限度額  
年額27.6万円  
(月額2.3万円)

拠出限度額  
年額27.6万円  
(月額2.3万円)

[現行と同じ]

拠出限度額  
年額24.0万円  
(月額2.0万円)

企業型確定拠出年金

拠出限度額  
年額66万円  
(月額5.5万円)

2

企業型確定拠出年金  
拠出限度額  
年額33万円  
(月額2.75万円)

確定給付型年金  
〔厚生年金基金  
確定給付企業年金  
私学共済など〕  
拠出限度額なし

拠出限度額  
年額14.4万円  
(月額1.2万円)

確定給付型年金

〔厚生年金基金  
確定給付企業年金  
私学共済など〕

拠出限度額なし

年金払い  
退職給付  
保険料率上限  
1.5% (法定)

新たに加入可能となる者

国民年金基金  
個人型iDeCoとの  
重複加入可

厚生年金保険

基礎年金

国民年金  
(第1号被保険者)

国民年金  
(第3号被保険者)

国民年金  
(第2号被保険者)

公務員  
〔被用者年金一元化後〕

- 1 企業型確定拠出年金のみを実施する場合は、企業型確定拠出年金への事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)とすることを規約で定めた場合限り、iDeCoへの加入を認める。
- 2 企業型確定拠出年金と確定給付型年金を実施する場合は、企業型確定拠出年金への事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)とすることを規約で定めた場合限り、iDeCoへの加入を認める。

## 2 . D C における取扱い

# 加入者資格喪失年齢

確定拠出年金法上、加入者資格喪失年齢は、下記のとおり定められている。

- ・ **企業型年金： 原則60歳**  
企業型年金規約において60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは当該年齢
- ・ **個人型年金： 60歳**

## 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)

(資格喪失の時期)

第十一条 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(その事実があった日に更に前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第六号に該当するに至ったときは、当該至った日)に、企業型年金加入者の資格を喪失する。

一～五 (略)

六 六十歳(企業型年金規約において六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは、当該年齢)に達したとき。

(個人型年金加入者)

第六十二条 (略)

3 個人型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日(第一号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第五号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。)に、個人型年金加入者の資格を喪失する。

一 (略)

二 六十歳に達したとき。

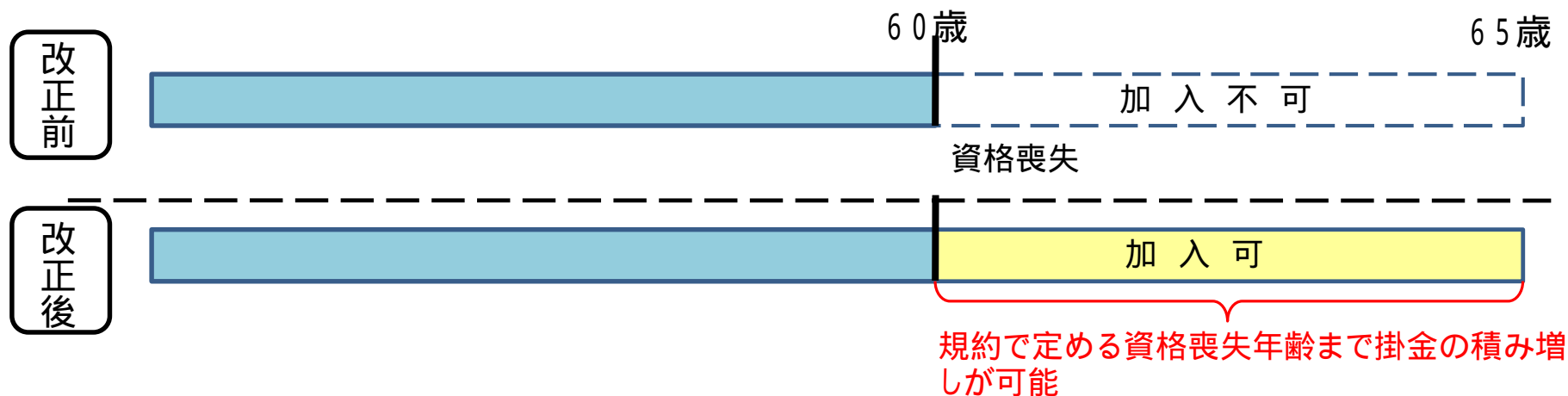
三～七 (略)

4 (略)

## (参考) 企業型年金の加入者資格喪失年齢の引き上げ

平成23年の年金確保支援法改正により、従来は60歳までしか加入が認められていなかったが企業型年金に関し、高齡者の雇用確保に資するため、60歳以降も引き続き同一事業所に雇用される者について、60歳から65歳まで間の一定年齢まで引き続き加入することが認められた(平成26年1月施行)。

同一規約内の範囲で認めることとした場合、単なる転職等の場合が含まれた場合について制度的に排除することが困難であるため、同一事業所に限ることとされた。



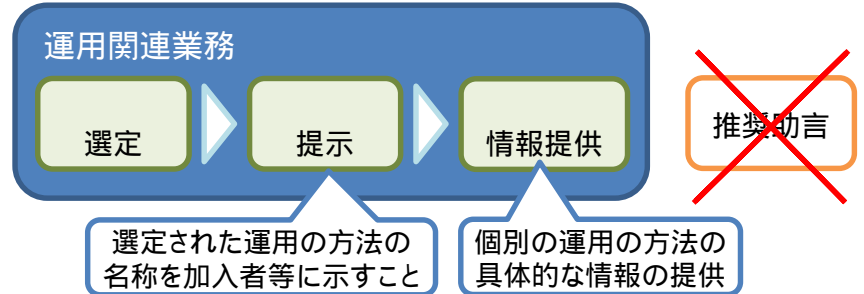
### 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)

(企業型年金加入者)

第九条 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者は、企業型年金加入者とする。ただし、企業型年金規約で六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めたときは、六十歳に達した日の前日において当該実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者であった者で六十歳に達した日以後引き続き当該実施事業所に使用される第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者であるもの(当該一定の年齢に達していない者に限る。)のうち六十歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であった者その他政令で定める者についても企業型年金加入者とする。

# 兼務規制の概要

金融機関の営業職員が、**運用関連業務**( ~ )を行うことは禁止されている(確定拠出年金法第100条第7号、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号)。



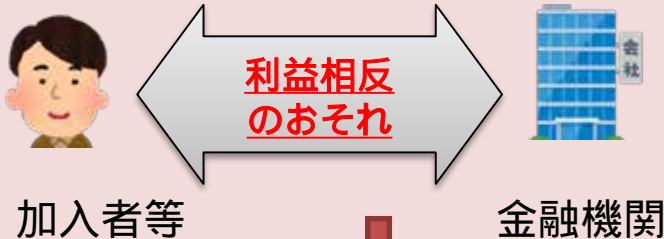
## < 現在の兼務規制の趣旨 >

### 忠実義務

法令を遵守し、専ら加入者等の利益のみを考え、加入者等の利益が最大となるよう運営管理業務を行う義務

しかし ↓

金融機関が運営管理機関の場合、**2面性**がある。



そこで ↓

営業職員が、**運用関連業務**( ~ )を行うことが禁止されている。

## < 緩和の必要性 >

- ・現在でも、DC業務専任の職員を置けば、金融機関の窓口で運用の方法の情報提供を行うことが可能。
- ・しかし、DC業務選任の職員を置く人的余裕のある金融機関は希有であることから、金融機関の窓口で、個別の運用の方法の説明を行うことが実質的に不可能な状況。
- ・広く金融機関の窓口等で情報提供を可能とし、**加入者等の運用の方法に対する知識や理解を深め、加入者等自ら運用の方法を選択できる環境を整える必要。**

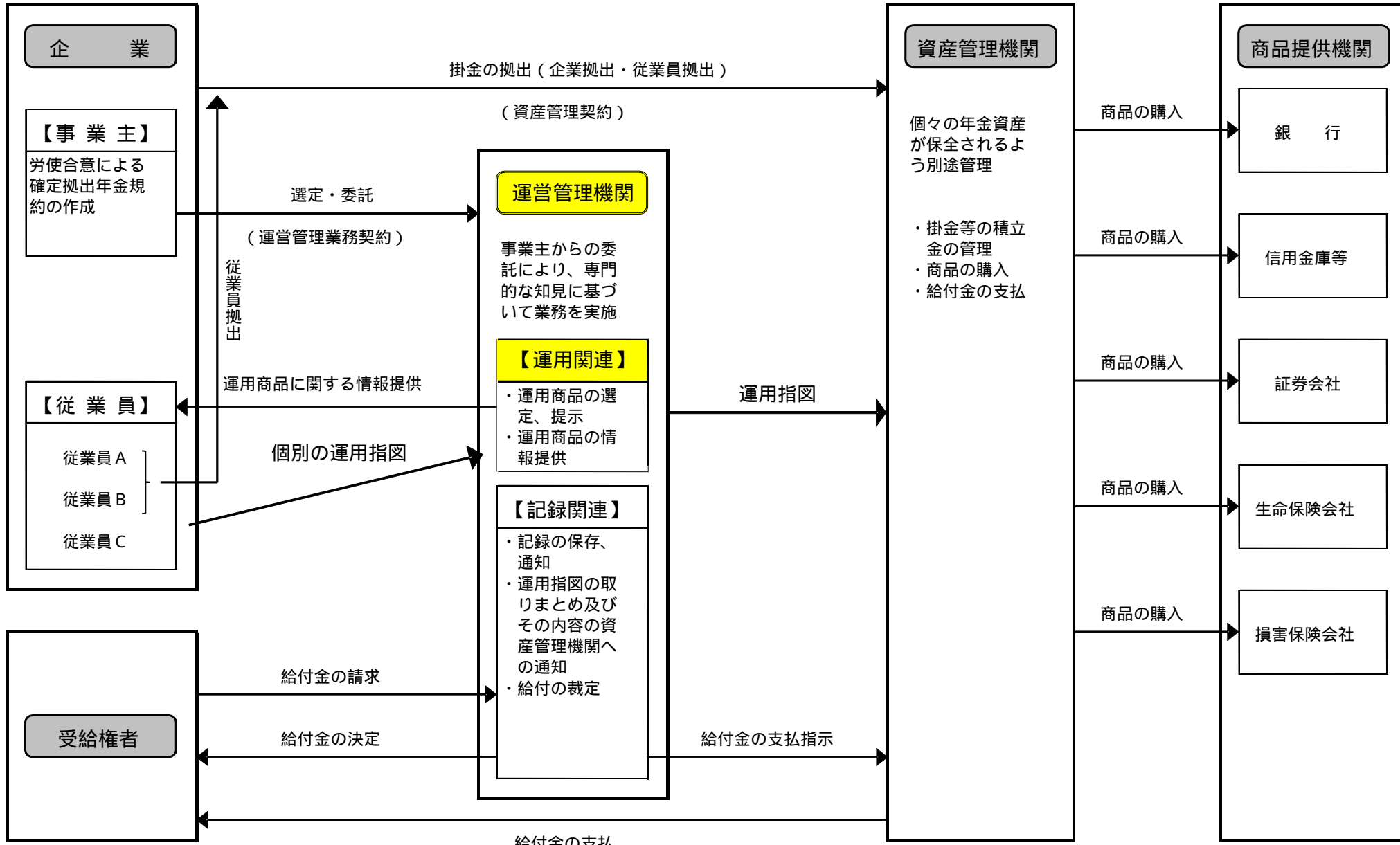
### < 参考 >

第14回社会保障審議会企業年金部会(平成26年12月25日)資料(抜粋)  
 ・その他の現行制度の改善事項

金融商品営業業務と運営業務の兼務禁止の緩和(D・C)	金融商品営業業務を行う者は運営管理機関(以下「運営」)業務を兼務することが禁止されているが、それを可能とすることで人員の効率化が図れるようにする。	運営業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業業務を行う者が兼務しても中立性を欠くことはないため、兼務できる方向で検討。
----------------------------	---	---



# (参考) 企業型DCの事務フロー図



運営管理機関は、資産管理機関又は商品提供機関を兼ねることが可能。また、企業が運営管理業務を行うことは可能。個人型の確定拠出年金制度も基本的に同じ構造。

# 参照条文

## 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)

(定義)

第二条 (略)

7 この法律において「確定拠出年金運営管理業」とは、次に掲げる業務(以下「運営管理業務」という。)の全部又は一部を行う事業をいう。

- 一 (略)
- 二 確定拠出年金における運用の方法の選定及び加入者等に対する提示並びに当該運用の方法に係る情報の提供(以下「運用関連業務」という。)

(確定拠出年金運営管理機関の行為準則)

第九十九条 確定拠出年金運営管理機関は、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び運営管理契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 (略)

## 確定拠出年金運営管理機関に関する命令(平成13年厚生労働省・内閣府令第6号)

(禁止行為)

第十条 法第百条第七号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 法第二十三条第一項(法第七十三条において準用する場合を含む。)の政令で定める運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者(役員、営業所の長その他これに類する者を除く。)が、運用関連業務(令第七条第二項に規定する運営管理業務の実施に必要な事務を除く。)に係る事務を併せて行うこと。

二~九 (略)

## 確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)

(運営管理業務の委託)

第七条 (略)

2 事業主は、法第七条第一項の規定により運営管理業務を委託するときは、併せて、企業型年金加入者等に対する資産の運用に関する資料の提供、企業型年金規約の作成又は変更に関する相談助言その他運営管理業務の実施に必要な事務を、当該確定拠出年金運営管理機関(法第七条第二項の規定により当該確定拠出年金運営管理機関から再委託を受けた確定拠出年金運営管理機関を含む。)に委託することができる。(略)

# (参考) 運営管理機関が提示する運用の方法のイメージ

< 社の提示するラインナップ >

、 、 ××には会社名が入るイメージ

運用の方法の種類		運用の方法名
預金		銀行定期預金
保険		年金(5年、10年)
投資信託	国内株式型	国内株式インデックスファンド
		国内株式アクティブファンド
	国内債券型	国内債券インデックスファンド
		国内債券アクティブファンド
	外国株式型	外国株式インデックスファンド
		××外国株式アクティブファンド
	外国債券型	××外国債券インデックスファンド
		外国債券アクティブファンド
	J-REIT型	J-REITファンド
	バランス型	インデックスバランスファンド(株式30、株式50、株式70)

# 投資一任の取扱い

確定拠出年金制度は、個人が自己の責任において運用の指図を行う制度である。個人が運用の指図を行うことができる運用の方法は、確定拠出年金法令上列挙されているが、投資一任契約は明記されていない。

## 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)

(目的)

第一条 この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(運用の方法の選定及び提示)

第二十三条 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」という。)は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるもの(次条第一項において「対象運用方法」という。)を、企業型年金加入者等による適切な運用の方法の選択に資するための上限として政令で定める数以下で、かつ、三以上(簡易企業型年金を実施する事業主から委託を受けて運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を行う簡易企業型年金を実施する事業主を含む。)にあつては、二以上)で選定し、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者等に提示しなければならない。

- 一 銀行その他の金融機関を相手方とする預金又は貯金の預入
- 二 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託
- 三 有価証券の売買
- 四 生命保険会社又は農業協同組合(農業協同組合法第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。)その他政令で定める生命共済の事業を行う者への生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込み
- 五 損害保険会社への損害保険の保険料の払込み
- 六 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護が図られていることその他の政令で定める要件に適合する契約の締結

【注:規定なし】

# 脱退一時金

確定拠出年金は、老後の所得確保を目的とした年金制度であることから、貯蓄とは異なるものとして各種の税制上の優遇措置が講じられている。そのため、確定拠出年金法上、原則として、受給開始年齢(原則として60歳)前の脱退一時金の引き出しは認められていない。

ただし、例外的に国民年金の保険料免除者である等一定の要件を満たした場合には、脱退一時金の支給を請求することができる。

## 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)

### 附 則

#### (脱退一時金)

第二条の二 当分の間、次の各号のいずれにも該当する企業型年金加入者であった者は、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に、脱退一時金の支給を請求することができる。

- 一 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でないこと。
- 二 当該請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額【注：一万五千元】以下であること。
- 三 最後に当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月を経過していないこと。

2～5 (略)

第三条 当分の間、次の各号のいずれにも該当する者は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。

- 一 保険料免除者であること。
- 二 障害給付金の受給権者でないこと。
- 三 その者の通算拠出期間(企業型年金加入者期間(第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。)及び個人型年金加入者期間(個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限るものとし、第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあつては、当該期間を含む。))を合算した期間をいう。)が一月以上三年以下であること又は請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額【注：二十五万円】以下であること。

四 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して二年を経過していないこと。

五 前条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けていないこと。

2～5 (略)

## (参考)個人型年金の加入可能範囲の拡大に伴う脱退一時金の支給要件の見直し

平成28年の確定拠出年金法改正において、基本的にすべての国民が個人型年金に加入することができるようになったことから、国民年金の保険料免除者であることという要件を加える脱退一時金支給要件の改正を行った(平成29年1月施行)。

	改正前の要件 (個人型DCに加入できない者)	改正前の要件 (個人型DCに加入できる者)	改正後の要件 (生活困窮者を対象)
—	から までのいずれにも 該当する者	継続個人型年金運用指図者( )で あって から までのいずれ にも該当する者	から までのいずれにも 該当する者
	60歳未満であること	—	保険料免除者であること
	企業型年金加入者でないこと	—	
	個人型の加入資格がないこと	—	
	障害給付金の受給権者 でないこと	同左	同左
	掛金拠出期間が3年以下 又は資産額が50万円以下	掛金拠出期間が3年以下 又は資産額が25万円以下	掛金拠出期間が3年以下 又は資産額が25万円以下
	企業型DC加入者又は個人型DC加入者 の資格喪失日から2年以内	継続個人型運用指図者 となった日から2年以内	企業型年金加入者又は個人型年金加 入者の資格喪失日から2年以内
	企業型DC加入者の資格喪失時に中途 引き出しをしていないこと	同左	同左

(参考)改正前後の中途引き出し要件の比較

企業型年金加入者の資格喪失後、企業型年金運用指図者又は個人型年金加入者となることなく個人型年金運用指図者となった者で、その申出をした日から起算して2年経過している者